

第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画【概要版】

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

平成25年11月に「宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定し、ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであるが、成人期において、歯周病の治療や取組をしていない人の割合は増加傾向にあるなどの課題があることや、高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために構築を進めている地域包括ケアシステムにおいても、歯科口腔保健の視点が求められていることから、歯科口腔保健を更に推進する必要がある。また、平成29年11月の「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施行を踏まえ、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、「第2次宇都宮市歯科口腔保健基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づく基本計画
- ・健康増進法に基づく、市健康増進計画「第2次健康うつのみや21」の部門計画

3 計画期間

2018(平成30)年度から2022年度までの5年間

第2章 第1次計画の評価について

妊娠期・乳幼児期

<主な評価指標>

- ・妊産婦歯科健診を受ける人の割合 32.2%(H23)⇒32.9%(H28)
- ・むし歯のない幼児(3歳児)の割合 80.4%(H22)⇒87.7%(H28)

<課題>

- ・母親の歯科口腔の健康管理の重要性について、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。
- ・幼児のむし歯は減少傾向にあるが、引き続きむし歯予防に取り組む必要がある。

学齢期

<主な評価指標>

- ・むし歯のない小学生の割合 41.5%(H23)⇒51.5%(H28)
- ・むし歯のない中学生の割合 50.0%(H23)⇒62.8%(H28)

<課題>

小学生・中学生のむし歯は減少傾向にあるが、引き続きむし歯予防に取り組む必要がある。

成人期

<主な評価指標>

歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合 男性 20.5%(H23)⇒28.9%(H29)
女性 14.8%(H23)⇒20.9%(H29)

<課題>

歯周病の治療や取組をしていない成人の割合が増加していることから、歯の健康が全身の健康に影響することについて普及啓発を行い、定期的な歯科健診の受診や歯周病治療へつなげる取組が必要である。

高齢期

<評価指標>

80歳で20本以上自分の歯がある人の割合 35.7%(H23)⇒38.8%(H29)

<課題>

引き続き、高齢者の歯科口腔の健康管理に対する意識の向上を図るとともに、80歳で20本以上自分の歯を残せるよう、若いうちからの取組を強化する必要がある。

介護を必要とする方・障がいのある方

<評価指標>

定期的な歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合 33.3%(H25)⇒41.7%(H29)

<課題>

定期的な歯科健診による継続的な口腔ケアは、歯科口腔の健康管理に大きく寄与することから、引き続き、定期的な歯科健診を実施する入所型介護・福祉施設の増加に努める必要がある。

全体の評価

乳幼児期や学齢期におけるむし歯のない人の割合が増加するなど、一定の成果がみられる。しかしながら、歯周病の治療や取組をしていない成人の割合は増加していることから、定期的な歯科健診の受診や歯周病治療へつなげる取組をより一層行っていく必要がある。また、80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯自分の歯で食事を楽しみ、健康で豊かに過ごすためには、若いうちから切れ目ない取組が必要であることから、引き続き、ライフステージごとの特性に合わせた取組を行っていく必要がある。

第3章 歯科口腔保健をめぐる状況と課題の総括

1 本市の状況

(1) 人口構成

項目	H22年度国勢調査	H27年度国勢調査
総人口	511,739人	518,594人
15歳未満割合	14.2%	13.7%
15～64歳割合	66.0%	63.3%
65歳以上割合	19.7%	23.0%

(2) 健康寿命

項目		H22年		H25年		伸び率	
		男	女	男	女	男	女
健康寿命 ※市・県・介護認定データによる	市	78.47	83.16	78.58	83.17	0.11	0.01
	県	77.90	82.88	78.12	82.92	0.22	0.04
平均寿命 ※国政調査データによる	市	79.81	86.06	79.88	86.04	0.07	-0.02
	県	79.14	85.73	79.06	85.66	-0.08	-0.07

(3) 主な死因(平成27年人口動態統計)

【がん】27.6%【心疾患(高血圧症を除く。)]16.2%【脳血管疾患】10.6%【肺炎】8.9%(肺炎死者数世代別割合【70歳代～】92.2%)

※ 70歳以上の高齢者の起こす肺炎の約8割は誤嚥性肺炎であるとの調査結果がある。

(4) 「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定(平成29年11月8日施行)

市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とした「宇都宮市歯及び口腔の健康づくり推進条例」が平成29年11月に施行された。

2 各ライフステージ等ごとの状況(市民健康意識調査等)

【妊娠期・乳幼児期】

- ・1歳6か月児むし歯有病者率 1.86%(H24)⇒1.35%(H27)
- ・1歳6か月児一人平均むし歯数 0.05本(H24)⇒0.04本(H27)
- ・3歳児むし歯有病者率 17.09%(H24)⇒13.55%(H27)
- ・3歳児一人平均むし歯数 0.63本(H24)⇒0.42本(H27)
- ・不正咬合が認められる3歳児の割合 12.4%(H26)⇒12.5%(H28)

【学齢期】

- ・小学生のむし歯有病者率 56.3%(H24)⇒48.5%(H28)
- ・中学生のむし歯有病者率 48.1%(H24)⇒37.2%(H28)
- ・12歳児一人平均むし歯数 1.2本(H24)⇒0.9本(H28)
- ・歯や口の気になる症状(中学生・高校生)(H29)
特に気になることはない47.0%,歯並びやかみ合わせ21.7%

【成人期】

- ・成人の歯の本数:28本(全部)ある人の割合(H29)
20歳代76.7% 30歳代69.2% 40歳代57.1%
50歳代33.7% 60歳代17.5%
- ・進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットを有する)になっている人の割合
40歳40.8%(H24)⇒36.6%(H28)
50歳49.2%(H24)⇒54.1%(H28)
60歳54.5%(H24)⇒49.8%(H28)
- ・食事の咀嚼の状況(H28)
よく噛んで食べている24.9%,あまり噛んでいない63.3%

【高齢期】

- ・80歳で20本以上自分の歯がある人の割合 35.7%(H23)⇒38.8%(H29)

【ライフステージ共通】

- ・かかりつけ歯科医を持つ人の割合(H29)
幼児66.0% 小学生88.8% 中学生78.9% 高校生69.3% 成人72.3%
- ・歯の健康に関する取組を行っている人の割合
幼児92.0%(H23)⇒93.4%(H29) 小学生82.1%(H23)⇒85.5%(H29)
中学生64.7%(H23)⇒74.6%(H29) 高校生53.2%(H23)⇒65.2%(H29)
成人69.3%(H23)⇒75.0%(H29)

【障がいのある方・介護を必要とする方】

- ・入所型介護・福祉施設における歯科健診実施状況
年1回以上33.3%(H25)⇒41.7%(H29)
2～3年に1回8.9%(H25)⇒12.5%(H29)
実施していない57.8%(H25)⇒45.8%(H29)
- ・入所型介護・福祉施設で行っている口腔ケア等の取組
義歯の手入れ64.4%(H25)⇒79.2%(H29)
歯以外の口腔内の清潔を保つ取組46.7%(H25)⇒56.3%(H29)
歯科医師や歯科衛生士による指導や実践46.7%(H25)⇒56.3%(H29)
- ・入所型介護・福祉施設における歯科医師との関わり(H29)
訪問歯科診療利用45.8% かかりつけの歯科診療所31.3%

3 国・県の動向

(1) 国の動向

- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定(平成23年8月10日施行)
- ※ 平成29年度は、法律に基づき制定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価を実施
- ・平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、その後、平成27年4月に地域包括ケアシステムの構築を推進するために「介護保険法」が一部改正

(2) 県の動向

- ・「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定(平成23年4月1日施行)
- ・「栃木県歯科保健基本計画(2期計画)」策定(平成30年3月)
- ⇒ 超高齢社会の進展に伴う歯と口腔の機能低下を予防するためのライフステージに応じた歯科保健対策の強化や、災害時における口腔衛生管理等についての取組等を盛り込む。
- ・「栃木県障害者歯科医療システム」を平成28年度に再構築し、障がい者が住み慣れた身近な地域で歯科診療を受けられる環境を整備

第3章 歯科口腔保健をめぐる状況と課題の総括

4 課題の総括

＜歯科疾患の予防＞

●妊娠期・乳幼児期
乳幼児のむし歯の状況はおおむね減少傾向にあるが、引き続き、適切な乳歯のむし歯予防を行っていく必要がある。

●学齢期
学齢期は乳歯から永久歯に生え変わる時期であり、生え変わったばかりの永久歯はむし歯にかかりやすいことから、引き続き、適切な永久歯のむし歯予防を行っていく必要がある。

●成人期
歯周病は成人期以降の歯の喪失の原因となるほか、糖尿病との関連性も考えられるため、成人期の歯周病についてより一層の対策が必要であることから、定期的な歯科健診の受診や歯科口腔保健に関する知識の普及に更に取り組む必要がある。

●高齢期
80歳で自分の歯を20本以上残すことを目指し、成人期から引き続き歯科疾患の予防に取り組む必要がある。

＜口腔機能の維持・向上＞

●妊娠期・乳幼児期
指しゃぶりをしている時期が長く続くと、歯並びに影響を与えることがあることから、保育者等への周知啓発を行う必要がある。

●学齢期
学齢期において歯並びや噛み合わせが完成することから、適切な口腔機能を獲得するため、よく噛んで食べることの重要性について普及啓発を行う必要がある。

●成人期
よく噛んで食べることは、肥満予防となり、生活習慣病の予防になるほか、生涯自分の歯で食事を楽しむことにつながるから、よく噛んで食べることの重要性について周知啓発を行う必要がある。

●高齢期
一般的に、摂食嚥下^{せつしょくえんげ}と口腔機能が低下しやすい時期であり、誤嚥性肺炎を起しやすくなることから、生活の質の向上や介護予防の観点からも、摂食嚥下^{せつしょくえんげ}と口腔機能の維持・向上を図る必要がある。

＜要介護者等への歯科口腔保健の推進＞

障がいのある方や介護を必要とする方が適切な歯科健診や歯科診療を受診できるよう、歯科医療体制の周知が必要である。

＜歯科口腔保健を推進するための環境整備＞

・生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのため、歯と口腔の健康について気軽に相談できるかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の受診によって、むし歯や歯周病といった歯科疾患の早期発見・早期治療や口腔機能の維持・向上などを行っていくことの重要性について、市歯科医師会や学校、事業所等と連携し、普及啓発する必要がある。

・災害時の対応について、避難生活では歯や口腔の衛生状態が悪化し、特に高齢者では誤嚥性肺炎のリスクが高まることから、災害時における口腔の衛生管理の対策が必要である。

第4章 基本方針

1 基本理念

歯と口腔の健康を通じ、全身の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図る。

2 基本目標

口からはじめる健康づくりを実践し、生涯にわたりいきいきと健やかに過ごします。

3 基本方向

1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

歯と口腔の健康のみならず、全身の健康維持のためにも、歯科疾患の予防対策の強化を図る。また、口腔機能は、生活の質の向上のほか、生活習慣病の予防や介護予防に大きく関係することから、生涯にわたり健全な口腔機能の維持・向上を図る。
※ 歯の特徴を踏まえ、ライフステージごとに取組を推進

2 障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進

障がいのある方や、介護を必要とする方は、自身での口腔管理が難しく、口腔内の衛生状態の悪化により、症状の重症化が進みやすいため、適切な治療や指導、歯科健診等が受けられるよう支援する。

3 歯科口腔保健を推進するための環境整備

歯と口腔の健康について気軽に相談できるかかりつけ歯科医を持つことの普及啓発や、自宅や施設での訪問歯科診療に対する支援、災害時における歯科口腔保健に対する対応等について、歯科医師会や学校、事業所等と連携し、総合的な歯科口腔保健の推進が図られるよう環境を整備する。

1 推進体制

市民が自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、市、歯科医師、歯科衛生士、医療関係者、事業者等がそれぞれの責務や役割を果たし、相互の連携を図りながら、施策・事業を推進する。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行う。

第5章 基本方向ごとの取組

＜新＞：新規設定目標項目、(新)：新規計上事業、(拡)：拡充事業、下線：関係団体事業

基本方向	ライフステージ【目標】	目標項目	現状値	目標値(2022年度)	主な実践目標及び事業		
基本方向1 生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上	妊娠期・乳幼児期 【乳歯のむし歯を予防しよう】	妊産婦歯科健診を受ける人の割合の増加	32.9% (2016・H28)	35.0%	【個人や家庭の実践目標】 ・乳幼児期から正しい歯みがきの習慣を身につけるとともに、保護者による仕上げみがきを徹底します。 【市等が実施する事業】 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳5か月児歯科健診 ・3歳児健康診査 ・フッ化物塗布事業 ・健康教育(母子)		
		むし歯のない幼児(3歳児)の割合の増加	87.7% (2016・H28)	90.0%以上			
		フッ化物塗布を受ける幼児の割合の増加	62.3% (2017・H29)	65.0%			
	学齢期 【永久歯のむし歯を予防しよう】	12歳児の一人平均むし歯数の減少	0.9 歯 (2016・H28)	0.9 歯以下	【個人や家庭の実践目標】 ・自分の歯並びや噛み合わせにあった歯みがき法を習得し、毎食後、丁寧に歯みがきをします。 ・むし歯の予防や、顎の発育のために、よく噛んで食べる習慣を身につけます。 【市等が実施する事業】 ・小中学校における歯科健診 ・小学校における歯の健康教室 ・(新)中学校における歯科保健指導		
		むし歯のない小学生の割合の増加	51.5% (2016・H28)	55.0%以上			
		むし歯のない中学生の割合の増加	62.8% (2016・H28)	65.0%以上			
		＜新＞ゆっくりとよく噛んで食べる中学生の割合の増加	46.1% (2016・H28)	60.0%			
		成人期 【歯周病を予防しよう】	40歳で未処置歯がある人の割合の減少	47.5% (2016・H28)		35.0%	【個人や家庭の実践目標】 ・定期的に歯科健診や歯石除去、歯みがき指導を受け、自分の歯や口腔の状態にあったセルフケアを身につけます。 ・適切な治療やアドバイスが受けられるようかかりつけ歯科医を持ちます。 【市等が実施する事業】 ・歯科健診(歯周病検診) ・(新)健康づくりのための口腔ケア普及啓発事業 ・(新)リーフレットによる歯科口腔保健普及啓発事業 ・(新)お口と歯の無料相談会 【地域や学校・企業・行政等の実践目標】 ・職域の歯周病予防等について、地域・職域連携推進協議会を通じて普及啓発します。 【市等が実施する事業】 ・(拡)地域・職域連携推進協議会と連携した歯と口腔の健康づくり出前講座
			4mm以上の歯周ポケットのある人の割合の減少	40歳		36.6% (2016・H28)	
	50歳			54.1% (2016・H28)	48.0%		
歯周病と言われたが、治療や取組をしていない成人の割合の減少	60歳	49.8% (2016・H28)	45.0%	【個人や家庭の実践目標】 ・8020運動について正しく理解します。 ・家庭でできる簡単な口腔ケアの方法を学び、実践します。 ・よく噛むことができるよう、定期的に歯科健診を受けます。 【市等が実施する事業】 ・後期高齢者歯科健診 ・(新)介護予防事業における健康教育 ・(新)在宅医療・介護連携推進事業			
	男性	28.9% (2017・H29)	15.0%				
	女性	20.9% (2017・H29)	8.0%				
高年齢期 【歯の喪失を防ごう】	定期的に歯科健診を受ける成人の割合の増加	30.1% (2017・H29)	50.0%	【個人や家庭の実践目標】 ・8020運動について正しく理解します。 ・家庭でできる簡単な口腔ケアの方法を学び、実践します。 ・よく噛むことができるよう、定期的に歯科健診を受けます。 【市等が実施する事業】 ・後期高齢者歯科健診 ・(新)介護予防事業における健康教育 ・(新)在宅医療・介護連携推進事業			
	60歳で24本以上自分の歯がある人の割合の増加	60.5% (2017・H29)	70.0%				
基本方向2 【目標】	障がい者・要介護者等への歯科口腔保健の推進 【歯科保健医療サービスを推進する】	定期的に歯科健診を実施する介護・福祉施設(入所型)の割合の増加	41.7% (2017・H29)	47.0%	【個人や家庭の実践目標】 ・障がいのある方や介護を必要とする方の歯や口腔に異常がないか、家族や周りの人が関心を持ちます。 【市等が実施する事業】 ・栃木県障害者歯科医療システムの周知 ・訪問歯科診療推進事業		
基本方向3 【目標】	歯科口腔保健を推進するための環境整備 【行政や関係団体等の連携を推進する】	＜新＞口と歯の健康に関する治療や相談ができるかかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	72.3% (2017・H29)	72.3%以上	【地域や学校・企業・行政等の実践目標】 ・適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことを普及啓発します。 【市等が実施する事業】 ・(新)口からはじめる健康づくり普及活動 ・(新)災害時における歯科医療及び口腔ケア等の実施		

第6章 計画の推進